第99号
昭和40年(1965)
3月20日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(2月末日現在)
世帯数 7,585
男 17,795人
女 19,170人
計 36,965人

今月の市税
▷国民健康保険税 3月分
納期 3月31日

◎春の火災予防運動＝四月一日午前八時三にサイレンを鳴らします。長音三十秒

春の火災予防運動週間
……四月一日から七日まで……

火災は春先が多い

四月一日から一週間、県下いっせいに「春の火災予防運動」が実施されます。

とかく春先は、各地に火災が多いようです。この時期は裏日本の特殊現象である異常乾燥（フェン現象）つまり気象条件が火災の発生しやすい状態となるからです。

また、そのうえ長い間の積雪や寒さから開放されるため注意力が欠けやすいことも原因であろうかと思います。

火災の予防はまず小さな注意から。大きな火災もそのはじめは小さな火からです。

火災のほとんどが人災、つまり人の不注意からであり、わずかの火気とあなどらず、用後の点検には細心の注意が必要です。

火災予防には、まず次のことに注意しましょう。

◎コタツの火には、細心の注意をしてください。特に家を留守にするときは、よく灰をかけ、ふとんは一方の端をまくってから外に出ること。

◎タバコの吸いがらのしまつをよくすること。

◎山火事は主にたきび、タバコの不しまつからおこります。残り火は、穴を掘って埋めるか、または水をかけて消しましょう。

◎子供の火遊びの防止
冬からの開放感も手伝って子供の火遊びによる火災が毎年ありますから、子供の遊びにも注意してください。

◎くん炭焼きに注意を
農家では、これから苗代等に用いるくん炭焼きをされますが、殊にワラ灰、モミガラ灰などは、長いときは一週間も火気が残っているといわれますから、取扱はまず金属製の容器に入れ充分注意してください。なお、くん炭焼きをされるときは、まず消火の準備をし異常乾燥のときや風の強い日には、やらないでください。

◎危険物の取扱いは慎重に
危険物（ガソリン、石油、プロパンガス等）が原因する火災も多くありますから取扱いには充分注意してください。

なお、市消防署、消防団では、この運動期間中に全世帯について「火の元点検」と火災の予防査察を実施いたします。（栃尾消防署）

ことしの入学児童は、昭和三十三年四月二日から昭和三十四年四月一日までに生れた児童と昭和三十九年度就学猶予者です。

四月から一年生になることを指折り数えてお待ちかねのことと思います。しかし子どもさんにとっては急激な生活の変化です。入学までの間、おうちのかたがたは次のことに心がけて楽しい入学を迎えるようにしていただきたいと思います。

▽**じょうぶなからだで**
学校生活は相当に体力がいるものです。悪いところがあったら入学までにぜひなおすようにしてください。特に、トラホーム、白せん、水ぼうそうなど他人に感染するものは早くなおしてください。

▽**自分のことは自分で**
まず自分のことは自分でやる気持を養うようにしていただきたいものです。

今までなにかと親がそばにいて世話をしていたのがこんどは親の手をはなれて学校、学級という集団生活に入るのです。人の前でお辞儀をしたり、悪いことばや幼児語などをなおすことがたいせつですから気をつけてください。学校生活は、集団生活です。

入学前の家庭の心得

学校教育課

なお、区長さんにも、市からいろいろな連絡や調査をお願いしておりますので、転入、転出する場合に、その旨連絡するよう望みます。住所を変更されたかたは連絡が遅れないようにお願いします。

なお、転居届の提出は、次のとおりであります。

▽三十九年度一般会計予算補正
▽三十九年度国民健康保険特別会計予算補正
▽三十九年度上水道特別会計予算補正
▽四十年度一般会計予算および二、五二〇件で全体の三〇％

住所が変ったら必らず届出を

住所を変更した場合（転出、転入、転居等）世帯主または本人は十四日以内に市役所に届出でしなければならないことになっております。必ず届けるようにいたしましょう。

なお、区長さんにも、市からいろいろな連絡や調査をお願いしておりますので、転入、転出する場合に、その旨連絡するよう望みます。住所を変更されたかたは連絡が遅れないようにお願いします。

薬は正しく使いましょう

最近カゼ薬のアンプル入り内服液がもとだと思われる死亡事故が続発し大きな社会問題となっております。

どんな薬でも正しく使ってこそ効きめがあるものでありましょう。

◇薬は病気をなおすものですから、ぜひ、ご協力をお願いしよう。特に次の点に注意していただきたいものです。

◇薬は病気をなおすものですから、ぜひ、ご協力をお願いしよう。特に次の点に注意していただきたいものです。

◇薬は病気をなおすものですから、ぜひ、ご協力をお願いしよう。特に次の点に注意していただきたいものです。

◇薬は病気をなおすものですから、ぜひ、ご協力をお願いしよう。特に次の点に注意していただきたいものです。

しろと判断で使用せず、医師、薬剤師（薬局）に相談し充分に指導を受けてから使いましょう。

◇薬には適量があり用法、用量があります。余計に使用しても早く効くものではありませんから、症状に応じて正しく使いましょう。

◇薬に対する正しい知識を身につけましょう。

（栃尾保健所）

40年第一回市議会定例会
当初予算など上程

昭和四十年第一回市議会定例会が、さる十日招集され、会期をさる二十五日までの十五日間とさめ、昭和四十年度の予算など議案二十四件の審議にはいりました。

おもな提出議案は、次のとおりであります。

▽三十九年度一般会計予算補正
▽三十九年度国民健康保険特別会計予算補正
▽三十九年度上水道特別会計予算補正
▽四十年度一般会計予算および各特別会計予算（六件）
▽市税条例の一部改正
▽市掃条例の一部改正
▽清掃センター設置条例制定
▽市立中学校の統合
▽国民健康保険条例の一部改正
▽市庁舎建設　▽その他

輪災は減っていない
交通の指導取締りを強化

新潟県における昭和三十九年中の二輪自動車およびバイクの主な原因となった交通事故の発生状況は、発生件数、死傷者数、二、八一三名で全件で四六・七％、無免許三三七件で四八・六％であります。

本市での交通事故と同じように酒酔い十件、無免許一三件の事故を記録しており、全事故の約三分の一に近いものが、運転の基本的な心がまえの欠けた人々によって起こされております。

三月の融雪期は、毎年交通事故が多く発生する時期となっています。そのため警察署では、三月中における交通事故防止のための指導取締とパイクなどに対する運転はもちろん、次の事項に重点をおいて行われます。

◇指導取締の強化重点
一、車輌の運転について
①酒酔い運転
②無免許運転
③スピード違反
④駐停車違反
⑤すべり止めを装着すべきときしない車
二、一般歩行者等に対しては
①正しい横断、とくに手をあげて横断すること
②車の直前直後の横断や飛び出し
③右側端を正しく歩行すること
④自転車の左側端一列通行
⑤道路に物件をだしたり無許可使用

なお、警察署では、交通違反は即交通事故に直結しているところから、正しい姿勢で交通のルールを守っていただくことを強く要望しています。（栃尾市交通対策協議会）

東北電力から お知らせ

東北電力では、最近の著しい電灯、電力の需用増加にともない現在の三千ボルト高圧配電線路を六千ボルトに引き上げサービスの向上を図っております。

▽第二金曜日　村部
▽第三金曜日　表町、真町
両線
▽第四金曜日　金沢線

産業育成資金 店舗改善資金 貸付

満二十才になると法律上一人前の扱いをうけ選挙権を始め、いろいろな権利が与えられ名実ともに社会人となります。その反面、社会的義務が発生し、これを果さなければならないわけですが、その一つに国民年金に加入する義務があります。

この国民年金は、すでに二承知のように恩給ともいえる老後の年金で、ある意味から、不慮の事故による遺族等の生活を保障する年金制度です。

満二十才に達したかたで勤め先で厚生年金保険や共済組合に加入していないかたは、原則として強制的に国民年金に加入しなければなりません。

市では、昨年十月に国民年金委員からことし中に加入義務が発生したかたについて一応その手続きをしていただきましたが、まだ若干の未加入のかたがあろうかと思われますので、該当者は、印かん持参のうえ早めに手続きをしてください。

（厚生課）

⑧利子　日歩二銭四厘
④申込期日　四月一日正午まで
⑤申込場所　信用金庫　新潟相互銀行　大光相互銀行　栃尾商工会　市産業課
⑥申込額　五十万円まで
⑦貸付期間　一カ年
⑧利子　日歩二銭四厘
⑨申込期日　四月一日正午まで
⑩申込場所　栃尾商工会　市産業課

⑧貸付期間　三カ月と六カ月
⑨利子　日歩二銭四厘
④申込期日　四月一日正午まで
⑤申込場所　信用金庫　新潟相互銀行　栃尾商工会　市産業課
⑥申込額　三十万円まで
⑦貸付期間　三カ月と六カ月
⑧利子　日歩二銭四厘

成人の皆さんへ
国民年金の加入届を

（一般会計）**7億8,993万円**
40年度予算まとまる

ことしの予算の歳出をみると前年度に比べて大きくふくらんだのが、災害復旧費で二億三、六一二万七千円多くなっております。これ三十九年七月災害の復旧費であります。

この当初予算のことについては、議案可決後（次号予定）にお知らせします。

この額は、昭和三十九年度に比べて三億四、二〇六万円多くなっております。

▽産業育成資金
④申込金額　三十万円まで
⑤貸付期間　三カ月と六カ月
⑥申込場所　栃尾商工会　市産業課

広報とちお

第99号（昭和32年2月20日第三種郵便物認可）　昭和40年3月20日発行（2）

昭和39年12月31日現在 財政事情

栃尾市告示 第5号
昭和39年7月1日から12月31日までにおける本市の財政の動きを明らかにするため「財政事情」を次のとおり公表します。　栃尾市長 千野勝司

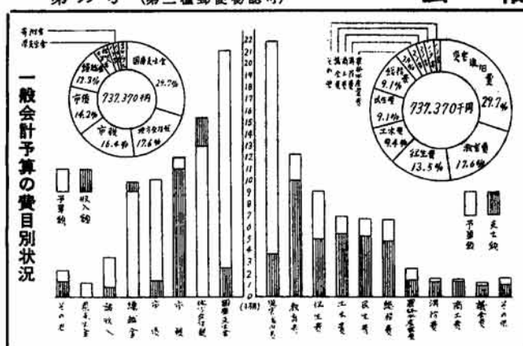

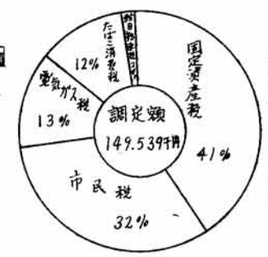

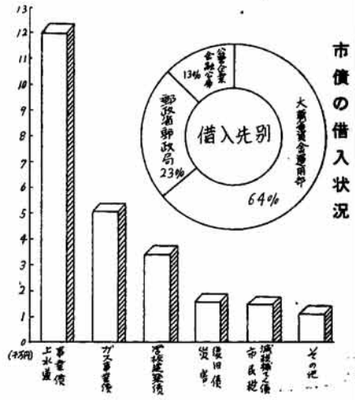

一般会計予算の概要

（歳入）　（単位千円）

費目	12月末現在予算額	収入額	収入割合
市税	121,268	113,665	93.7%
地方交付税	130,000	155,458	119.6
分担金及び負担金	8,244	3,159	38.3
使用料及び手数料	4,244	3,033	71.5
国庫支出金	219,316	25,088	11.4
県支出金	12,169	1,905	15.7
財産収入	219	92	42.0
寄附金	10,157	7,305	71.9
繰越金	90,937	99,792	109.7
諸収入	35,616	8,564	24.0
市債	105,200	15,200	14.4
計	737,370	433,261	58.8

（歳出）　（単位千円）

費目	12月末現在予算額	支出額	支出割合
議会費	12,734	10,603	83.3%
総務費	67,017	48,762	72.8
民生費	67,385	50,290	74.6
衛生費	99,741	50,001	50.1
労働費	1,853	1,025	55.3
農業費	24,994	14,154	56.6
商工費	15,295	13,786	90.1
土木費	69,407	54,784	78.9
消防費	15,607	13,614	87.2
教育費	129,513	100,300	77.8
災害復旧費	218,840	36,949	16.9
公債費	10,633	6,308	59.3
諸支出金	3,351	2,699	80.5
予備費	1,000	—	0
計	737,370	403,784	54.8

市税の徴収状況　（単位千円）

税目	調定額	収入額	収納率
市民税	62,720	43,430	69%
固定資産税	57,170	41,156	72
軽自動車税	3,577	3,463	97
たばこ消費税	12,497	12,497	100
電気ガス税	13,068	13,068	100
鉱産税	0	0	—
木材引取税	6	4	67
入湯税	17	17	100
旧法による税	484	30	6
計	149,539	113,665	76

市民負担の状況

税目	調定額	人口1人当り（人口37,023）	1世帯当り（世帯7,582）
	千円	円	円
市民税	62,720	1,695	8,284
固定資産税	57,170	1,545	7,551
軽自動車税	3,577	97	472
たばこ消費税	12,497	338	1,651
電気ガス税	13,068	353	1,726
木材引取税	6	0	0
入湯税	17	0	0
計	149,055	4,028	19,684

特別会計収支状況　（単位千円）

会計別	予算額	収入額	収入割合	支出額	支出割合
			%		%
公益質屋	2,200	2,261	102.7	40	1.8
伝染病院	2,470	1,648	66.7	475	19.3
国民健康保険	75,910	59,147	77.9	40,755	53.6
上水道	32,491	32,491	87.1	25,446	68.2
ガス	74,976	49,993	66.7	36,884	49.1

債務負担行為の状況

種別	金額
	千円
土地	55,478
建物	98,200
預金公社債	20,936
一時借入金	産業育成資金 5,000千円

公民館だより


【会場に集まる人々と話しあいの一場面(下)】

晴天に恵まれた市民スキー大会盛会に終る

栃尾市公民館、栃尾市体育協会、栃尾市スキー協会、栃尾商工会共催で、去る三月七日、長峰市民スキー場において、天候、積雪ともコンデーション上々の中で、市民スキー大会を実施した。参加者は約二百名で、成績は次の通りであります。

◇小学生の部（滑降）
①星野武（栃小）②佐藤孝一（塩川小）③飯浜幸也（塩川小）（回転）①星野武（栃小）②大橋重徳（塩川小）③飯浜幸也（塩川小）

◇中学校の部
男子滑降　①石田一雄（栃中）②桐生恒治（栃中）③高見明男（栃中）（回転）①杵淵清喜（栃中）②阿部勝（栃中）③石田一雄（栃中）
女子滑降　①木間繁子（栃中）②倉茂敏栄（栃中）③会田恵子（栃中）（回転）①諏佐ちよう（栃中）②木間繁子（栃中）③島鈴子（栃中）
男子距離　①深滝秀久（栃中）②桐生恒治（栃中）③川上信次（東谷中）③桐生恒治（栃中）

◇一般の部
男子滑降　①斎藤道夫（旭町）②田村音八（樋出小）③高見義則（下谷内）
（女子滑降）①多田静子（天下島）
（男子回転）①高見幸治（下谷内）②西片実（栃中）③高見明男（栃中）
（女子回転）①多田静子（天下島）

新生活運動は家庭内の話し合いから訪問集会着々実る

新潟県新生活運動指定、半蔵金地区では、去る三月二日から三月六日まで（五日間）山内公民館長を助言者として長期にわたり、全部落を対象とし、新生活運動の一端であるお茶の会を開いた。主として、地域課題、生活課題であり、特に昨年話しあわれた内容に肉付し、出稼ぎからくる労働力不足の問題、集会時間における過去一年間の反省、また冬期間の適当な仕事はないものかなど、新しい時代に即応した、生活態度を身につけることを念願して、冬期間に明るい希望をあたえ、より一層の意義深いものとも長期にわたる、地域訪問集会を終り将来にわたる、計画樹立の全体会議が行われることになった。

明るい楽しい毎日が営なまれることを念願して、冬期間にのこされた地域住民が、なるべく活発に話しあわれた。

また、冬期間の農閑期を利用して、青少年の非行は家庭内の問題からくると同じく、新生活運動もまず家庭内の話し合いから進まなければ、地域の発展はのぞめない。また家庭の近代化とはテレビ、洗濯機、冷蔵庫などあっても近代化とはいわれない。近代化とは精神である。その家族の人間関係がよくいっている家庭こそ真の近代化である。

など地域住民に明るい希望をあたえ、より一層の意義深いものとも長期にわたる、地域訪問集会を終り将来にわたる、計画樹立の全体会議が行われることになった。

新刊図書紹介

日本の古き新しき火の虫俗

女の一生、民俗のふるさと、女性の利益を守る法律知識、捜査検事、腑のしたり、三条太平記、現代の経済、中学生の心理など数冷冊です。

貸出しは毎週月曜金曜日の二日間で午前八時半から午後五時までです。

オリンピック金メダルに輝く柔道猪熊選手を迎えて
昭和四〇年度栃尾市成人式のお知らせ

おとなになったことを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝い、昭和四〇年度栃尾市第十六回成人式を来る四月三日、栃尾小学校東体育館で次のように挙行いたします。

①受付は午前九時より東体育館入口にて、会員簿席、式開始十時、②開式の辞、③国歌斉唱、④成人に贈る言葉、⑤成人を激励する言葉、⑥祝辞、⑦記念品贈呈、⑧謝辞、⑨閉式の辞

③記念行事、感想文発表（男女代表各一名）、記念写真撮影、午後一時より西体育館でオリンピック東京大会で、柔道重量級優勝者、猪熊功五段（東京警視庁柔道師範）及び県内好敵者並びに地元選手による、かかり稽古、柔道型、模範演技の公開、その他、終了三時の予定

▽お願い
①成人者各位は服装をできる限り簡素にし、平常の服装で参加くださるようお願いいたします。なお、工場などで制服をお持ちのかたは、せいぜい着用されるよう切に希望いたします。

②一般の皆さまで記念行事を参観したいかたが、大勢おありかと存じますが、会場の都合上、関係者の他は入場を制限いたしますので、ご了承願います。

下島）（ジャンプ）①外山喜正（岩神）②高見明男（栃中）③大崎文夫（旭町）

○市民スキー大会賞品寄贈者
タナベ履物店、小林スポーツ店、大久保服店、山中商店、藤波書店、越三家具店、大三商店、フジナミ時計店、那長薬局、栄屋呉服店、大亀商店、安岡屋商店、アッセン所、丹甚呉服店、今町屋、小林書店、今友商店、山屋茶店、大鳴呉服店、カネイ金物店、八幡時計店、土佐商店、明栄商店、鉛長菓子店、今章電気店（順不同）

ご寄贈ありがとうございました。厚くお礼申しあげます。

号外　昭和40年（1965）3月20日発行

発行人　栃尾市

新潟県栃尾市
電話（代表）2151番

広報とちあ

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行（定価一部2円）

今年の選挙の予定

▷市長・市議会議員補欠選挙　5月9日（日）
▷参議院議員通常選挙　6月予定
▷県知事選挙　11月予定

市長・市議会議員補欠選挙メモ

▷告示　4月29日（祝）
▷立候補期間　4月29日～5月2日
▷補充名簿登録申請期間　4月30日～5月2日
▷投票日　5月9日

5月9日　市長・市議会議員補欠選挙　投票日

＜前回の市長・市議補欠選挙の開票風景＞

今年は選挙のとし　明るく正しい選挙を

▽……国や地方自治体の政治は、主権者である私達が、自……分で選んだ代表者により運営されるしくみになつてい……ます。したがつて選挙は、政治を運営していく重要な……ルールであり、これによつて私達が直接、間接を問わ……ず政治に参与するわけです。この意味から選挙に参加……する私達が、その重要性を考え、真剣な態度でとりく……んではじめて民主政治の実現がなされるものと思います。

……ことしは五月九日の市長および市議会議員補欠選挙……をはじめ、参議院議員選挙ならびに県知事選挙が予定……されており、いわば選挙の年ともいえるわけです。過……去においては本当にみんなの望む施策がなされたでし……ようか？　政治が生活につながるということをよ……く認識して、ことしの選挙を明るく正しいものにし、……代表者を選ぶときは、自分の信念による正しい投票を……していただきたいと思います。

◎投票　なお、投票用紙は必ず選挙管理委員会が定めた正規のものを用い、候補者一人だけを記載してください。よけいなことなどを書くとせっかくの投票が無効になります。

投票の方法に例外として、選挙の当日やむを得ない用務その他で投票所に行けない場合は不在者投票、また身体の故障などで自分で候補者の氏名を書けない場合は、代理投票という制度があります。

(1)不在者投票

(2)代理投票

身体の故障や、文盲のため自分で候補者の氏名を書けないときは、投票所で申し出ると選挙人に代わり投票管理者が定めた補助者二人のうち、一人が選挙人の指示する候補者の氏名を書き、一人がそれに立ち合つて投票してくれます。このために記載した内容がもれて、投票の秘密がおかされるようなことはありません。

◎無効投票をなくしましょう

せっかく投票されても、次のような投票は無効になりますから、ご注意ください。

○正規の投票用紙を用いないもの
○候補者でない者の氏名を記載したもの
○候補者となることができない者の氏名を記載したもの
○一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
○候補者の氏名のほかの他事を記載したもの
○候補者の氏名を自書しないもの（版や型紙を使用したもの）
○候補者のだれを書いたか確認しがたいもの
○白紙のまま投票したもの
○雑事だけを記載したもの
○記号、符号を記載したもの

なお、同時に二つの選挙が行われる場合は、投票用紙を間違つて書くと無効になります。

下表のとおり

不在者投票のできる理由	不在者投票のできる場所	不在者投票の手続
1 住所地の市町村の区域外で職務や業務に従事している場合（所属投票区外で選挙関係の職務に従事している場合）	①住所地の市町村選管 ②職務や業務に従事している地の市町村選管 ③一定の船舶に乗船中の船員はその船舶	④証明書をもつて住所地の市町村の選管に行き、投票用紙等を請求投票する。 ⑤証明書をつけ、郵便で請求用紙受領後、従事している地の市町村選管に行き投票（船員には特例がある）
2 やむを得ない用務又は事故で住所地の市町村の区域外に旅行又は滞在している場合	①住所地の市町村選管 ②旅行又は滞在している地の市町村選管	同右
3 病気、負傷、妊娠、老すい、不具、産じょくにあるため、歩行がいちじるしく困難である場合、または刑務所、少年院、婦人補導院に入つている場合	①住所地の市町村選管 ②入院している指定病院療養所 ③入所している指定養老院、刑務所など	④証明書をもつて住所地の市町村選管に行き投票用紙等を請求投票する。ただし指定病院入院患者等は病院長などに用紙請求を依頼、用紙受領後投票 ⑤証明書をつけ郵便で請求用紙受領後投票
4 交通困難な島などで職務や業務に従事したり滞在している場合	①住所地の市町村選管 ③職務や業務に従事したり滞在している地の市町村選管	④証明書をもつて住所地の選管に行く ⑤証明書をつけて郵便で請求用紙受領後従事滞在している地の市町村選管に行き投票
5 所属の県議会議員の選挙区の区域外の地に住所を移した場合	①現居住地の市町村選管 ③前居住地の市町村選管	④証明書をもつて前居住地の市町村選管に行き投票用紙等を請求投票 ⑤証明書をつけて郵便で請求用紙受領後、現居住地市町村選管へ行き投票

選挙運動とその制限

選挙運動とは、①特定の選挙を対象として②特定の候補者のために③当選を目的として投票を得、または得させるために行なういっさいの行為とされ、これを選挙運動の三要素といいます。選挙運動を行なうことができる期間は、立候補の届出をした日から投票日の前日までです。届出の日以前の選挙運動は、事前運動として厳重に禁止されています。また未成年者、選挙犯罪によつて選挙権、被選挙権を停止されている人、選挙管理委員会の職員等の一定の公務員が選挙運動をすることも禁止されています。

このほか次のような選挙運動が制限されています

○戸別訪問＝候補者や運動員が有権者の家を訪れて、投票をたのむ行為はもちろん、すべての人が投票をたのみ、または投票をしないことをたのむことは、これに準ずる場所（会社、事務所など）を訪問する行為は禁止されます。

○候補者の居宅または事務所（会社、事務所など）を訪問する行為は禁止されます。

なお、この場合一戸以上を訪問しないときも、二戸以上を訪問する目的をもつていればやはり戸別訪問とみなされます。また戸別訪問に類似する行為、たとえば選挙運動のために、戸別に演説会の開催を知らせて回つたり、特定の候補者の氏名や政党名をふれて歩く行為も禁止されています。

○署名運動＝選挙に関し、投票を得、または得させない目的で選挙人に対し、署名運動をすることは、すべての人に対して禁止されています。

○人気投票の公表＝選挙に関する事項を動機として、公職にふさわしくない人を予想する人気投票の経過、または結果を公表することはすべての人に対して禁止されています。

○飲食物の提供＝選挙運動に関し、だれであつても、それがいかなる名義のものであつても、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外、飲食物を提供することは原則として禁止されます。

（例外として、選挙運動の期間中、選挙運動員、事務員、労務者に対し、選挙管理委員会が定めた弁当料の範囲内で一定の弁当を提供することは認められます）

○気勢をはる行為＝自動車をつらね、または隊伍をくんで往来したりする気勢をはる行為によつて選挙運動をすることは禁止されています。

○その他＝街頭演説や連呼行為を行なうことができる時間は制限があり、早朝や深夜には行なえません。またポスター、立札、看板、ちょうちんの類は、その大きさに一定の制限があり、数も制限されています。

よく見、よく聞き、よく選ぼう!!

演説会や街頭演説などで直接に聞き、接話を聞き、その候補者の考え方や施策を知るとともに、近所の人や職場の仲間といろいろ話し合うことも、どの候補者に投票しようかということを決める一つの方法でしょう。世間のうわさばかりをうのみにしたり、身近かな、地位、人柄、信望、経歴などで直情にとらわれず、本当に自分達の代表としてふさわしい人かどうかを考え、どの候補者が適任者であるかを知る必要があります。

明るい社会、明るい政治は一人一人の正しい選挙に対する姿勢から、とゝ考えてください。

◎不在者投票のできる期間

選挙公示（告示）の日から、選挙期日の前日まで、毎日午前八時三十分から、午後五時まで

◎普通の観光旅行等は、やむを得ない用務とは認められず、該当しません。ただ団体旅行等であらかじめ日時、行先等をきめてあり、変更できないような場合はこの限りでありません。

また、指定病院でない病院や医院、診療所に入院している人、自宅で療養している人などがその場所で不在者投票することは認められておりません。

号外　（昭和32年2月20日第三種郵便物認可）　広報とちお　昭和40年3月20日発行（2）

市長・市議会議員補欠選挙
四月二十九日告示

市選挙管理委員会は、五月十九日に任期満了となる市長選挙を五月九日（日曜日）に執行することにきめました。

なお市議会議員の欠員が二名あるため、公職選挙法の規定により、この補欠選挙を併せて同時に行ないます。

日程は次の予定です。

◎選挙の告示
四月二十九日（木曜日天皇誕生日）

◎立候補期間
四月二十九日から五月二日まで（四日間）

◎補充選挙人名簿の登録申請
四月三十日から五月二日まで（三日間）

◎投票日、開票日（選挙会）
五月九日

◎立候補について

○供託金
市長および市議会議員の候補者となるためには、新潟地方法務局長岡支局に供託の手続きをする必要があります。供託の額は、市長四万円、市議会議員、一万五千円です。

○立候補届出期間は、選挙期日告示の日から四日間に限られます。市長、市議会議員補欠選挙では、四月二十九日から五月二日まで（三日間）。

○立候補届出は郵便でもよいが、この場合は右の届出期間中に限られます。

○立候補の届出は、候補者本人が直接選挙管理委員会に提出しなければなりません。

○立候補届に添付する書類は
供託証明書、宣誓書、戸籍抄（謄）本、所属政党、（政治団体）推薦届の場合はほかに候補者の承諾書および、選挙人名簿登録証明書

◎名簿にのつていないと投票ができない
ご存じのように、選挙権がある人でも名簿に登録されていなければ投票することができません。市選挙管理委員会では、投票所へ入場するため、入場券をお配りするわけですが、これは昨年十二月二十日確定の基本選挙人名簿と、その選挙のために作られた補充選挙人名簿によつて発行するわけです。

補充選挙人名簿は、基本選挙人名簿を作つた後に選挙権欠選挙では、四月二十九日かあるようになつた人とか、基本選挙人名簿に登録されていない人とか、新しくこの年に満二十才になつた人とか、（昭和十九年十二月二十二日から昭和二十年四月三十日までの間に生れた人）

(3) あたらしく住所要件（栃尾市に引きつづいて三ヶ月以上住む）を備えた人、（昭和四十年一月二十九日以前から栃尾市内に住んでいた人）

(4) 昨年九月十五日以後復権された人

右のうち、昨年十月以後、戸籍係の窓口を通して補充選挙人名簿登録の申出をされた人は、この際改めて申請をする必要はありません。

◎選挙運動用ポスターとハガキ
候補者が、選挙運動用に使用できるポスターとハガキは次の制限があります。

○ポスター　市長、市議会議員補欠選挙、十一月には県知事選挙がありますが、スポットにもルールがあるように選挙にもルールがあります。候補者はもちろんのこと、有権者の方もルールを守らなければなりません。これが本当の公明選挙といえるものではないでしょうか。

自分の後学を補なうために毎日の新聞、テレビなどでできるだけ政治のことを勉強し、社会や政治を知りそして人を見る目を養つて選挙のときは、自信をもつて、この新しい選挙権を行使したいと決心いたしました。

新らしく有権者となって

石原典子

基本選挙人名簿にもれた人をのせるもので、本人の申請によつてだけ作られます。

次にあてはまる方は忘れないで補充選挙人名簿登録の申請をしてください。

(1) 昨年十二月二十日に確定した基本選挙人名簿にもれていた人

(2) あたらしく年令要件（満二十才）を備えた人（昭和十九年十二月二十二日から昭和二十年四月三十日までの間に生れた人）

(3) あたらしく住所要件（栃尾市に引きつづいて三ヶ月以上住む）を備えた人、（昭和四十年一月二十九日以前から栃尾市内に住んでいた人）

(4) 昨年九月十五日以後復権された人

右のうち、昨年十月以後、戸籍係の窓口を通して補充選挙人名簿登録の申出をされた人は、この際改めて申請をする必要はありません。

◎選挙運動用ポスターとハガキ
候補者が、選挙運動用に使用できるポスターとハガキは次の制限があります。

○ポスター　市長、市議会議員補欠選挙、十一月には県知事選挙がありますが、スポットにもルールがあるように選挙にもルールがあります。候補者はもちろんのこと、有権者の方もルールを守らなければなりません。これが本当の公明選挙といえるものではないでしょうか。

自分の後学を補なうために毎日の新聞、テレビなどでできるだけ政治のことを勉強し、社会や政治を知りそして人を見る目を養つて選挙のときは、自信をもつて、この新しい選挙権を行使したいと決心いたしました。

入場券は四月末日までに配布

市長および市議補欠選挙のため、現在選挙人名簿に登録されている人（昨年九月十五日現在で作つた基本選挙人名簿）の入場券は四月末日までに、区長さんを通じて配付する予定です。

それまでに入場券のとどかない人は、名簿に登録されていないか、住所の異動で移転先が不明でとどかないかのどちらです。このような場合はすぐ選挙管理委員会に除会し名簿に登録されない場合は必ず五月二日（市長および市議会議員補欠選挙のため補充名簿登録申請期間まで）までに名簿登録申請の手続きをしてください。

○市外に住所を移動した人は投票できません。

市長、市議会議員のように市の選挙の場合は、選挙人名簿に登録され、入場券が配付されても投票日（五月九日）までに、転勤や結婚その他の理由で市外に移した人は選挙権がなくなり投票することができません。

第七回目　参議院議員通常選挙

今年は、第七回目の参議院議員通常選挙が六月頃行なわれる予定です。

ご承知のとおり参議院議員の任期は六年ですが、三年目ごとに議員定数二五〇人の半数を改選することになつております。この選挙のことを、参議院議員の通常選挙といいます。

参議院議員選挙は、全国区と地方区との二とおりの選挙区でそれぞれ同時に行なわれます。

すなわち、選挙人は、全国区で立候補した人の中から一人を選んで投票すると同時に、地方区の候補者を一人選んで投票します。つまり一人の選挙人が全国区と地方区との二票を投ずるわけです。

全国区というのは選挙区が全国に及ぶものであり、地方区というのは都道府県をそれぞれ選挙区として定員をわりあてるものです。政治は政治家だけのものではなく、私達私たち自身の手でつくられるのです。

自身のものでもあるはずです。そのためにも、私たちの生活を理解し、自分の考え方を正しく言うことが義務ある選挙とするために五月婦人参政二〇周年にもあたる施行四〇周年にあたり、また選挙人の意思を反映する人気率が低く、もつと主権者としての権利をみんながよく認識し、投票したいものです。

今年五月は、普通選挙制度

基本選挙人名簿確定登録数

投票区	有権者数
第1投票区	3,853
第2投票区	4,394
第3投票区	316
第4投票区	137
第5投票区	1,110
第6投票区	492
第7投票区	576
第8投票区	459
第9投票区	298
第10投票区	1,071
第11投票区	618
第12投票区	1,187
第13投票区	1,235
第14投票区	945
第15投票区	944
第16投票区	600
第17投票区	220
第18投票区	229
第19投票区	102
第20投票区	610
第21投票区	292
第22投票区	253
第23投票区	363
第24投票区	173
第25投票区	185
第26投票区	516
第27投票区	247
第28投票区	240
第29投票区	557
第30投票区	103
計	22,325

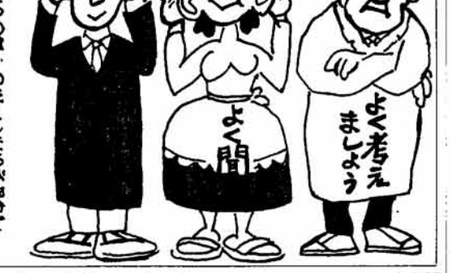

街をきれいに

いつの選挙もそうですが、選挙が済んでも、街のあちこちに、選挙運動用ポスターがいつまでもさらされていることのないようお互いに注意しましょう。

この参院選挙については、従来とかく低調気味で、投票率が低く、もつと主権者としての権利をみんながよく認識し、投票したいものです。

今年五月は、普通選挙制度施行四〇周年にあたり、また婦人参政二〇周年にもあたるとしです。これらを考え、意義ある選挙とするために五月中を「明るく正しい参議院選挙」と強調月間を設置することになつています。

編集後記

▽「新らしく有権者となつて」の記事は、ことしの新有権者である中谷帯刀さんにしてもらつたものです。みんなで悔のない清き一票を投じましょう。（選挙管理委員会）

中　し　勉　強　ま　だ　い　ま　す

佐瀬と

千代と美智は満二十才のおない年。だが千代は富田家の女中、美智は富田家のひとり娘だから、生活にだいぶ開きがある。洋裁学校に通つている美智が、きょうはスケート、あすは映画と、わがままに暮らしているのを見ても、千代は別段うらやましいとは思わない郷里の両親の貧乏な生活を知つているし、奥様がとても優しくしてくれるからだが、おとなしい千代がたつたひとつ反抗するときがある。おない年のお嬢さんに「千代やー」と呼びつけにされるときがある

「千代や、紅茶をいれてよ、ねえ千代や……」

「はい」ということが、すなおに出てこない。黙つて台所に立とうとした千代を、奥様がひきとめた。

「だめですよ、千代はいま勉強中なんですからね。美智さん自分でなさい…」

美智さんが不服そうな顔で、茶の間にはいつてきた。

「勉強なんて、何してるのよ、千代やは……」

「ホホホ、実はね、千代にことしから選挙権があるっていう話をしたら、おもしろいこと言うのよ。だからちょいと、ねえ千代ちゃん」

「千代は、返事ができないうれしいからだである。

千代はそのとき、こう答えたのである。

「私は選挙する人、もう決つてますだ。くにのとうちゃんが、この人に入れろつて、手紙に書いてよこしただかられ……」

父親が故郷でお金を借りた人のむすこさんが、こんど東京から立候補するからどうしてもその人に票を入れなくては義理がたたない、と、千代のおとうさんも、千代も、言い張るのだ。ふだんはおとなしくて気のいい千代の、いつにない強情なことばに、奥様はあわてた。

「千代はもう一人前の年なんですから自分の考えで選挙する権利を持つているのよ。わからなかつたら新聞や放送や講演で勉強しなくちゃいけないわ」

そして奥様は、きょうも選挙公報を一心に読んでいる千代に、用事を言いつけようとはしない。

「そうそう、美智だつて同じですよ。自分でこの人はと思う人をさがさなくちゃ」

「うわあ／すごい。恋愛も結婚の相手も？」

「いやな子、当分は選挙のときだけですよ」

美智は、ペロリと舌を出してみせた。

「千代や握手。ことしからふたりは一人前。そうだ私、一人前の人に千代やなんて呼んじゃ悪いわね。ええと、ねえ千代ちゃん」

「千代は、返事ができない」

奥様はクスクスと笑つた